



2025年4月2日

会社名 株式会社TOKAIホールディングス 代表者名 代表取締役社長 小栗勝男

(コード番号:3167 東証プライム市場)

温室効果ガス (GHG) 排出量の第三者保証を取得

株式会社TOKAIホールディングス(本社:静岡県静岡市葵区、代表取締役社長:小栗勝男)は、温室効果ガス(GHG)排出量データの信頼性向上のため、第三者保証を取得しましたので、お知らせいたします。

TOKAIグループは、現在進行中の「中期経営計画2025」において、「持続的な成長基盤の強化」を重要戦略に掲げ、低・脱炭素化に向けたGX(グリーン・トランスフォーメーション)の取り組みを推進しています。また、2022年度より、TCFD(気候変動関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同を表明し、気候変動に伴うリスク・機会への取り組み等の情報開示に努めています。

この度、2023年度のGHG排出量データ(Scope1,2及びScope3の一部)について、一般財団法人日本品質保証機構(JQA)によるISAE3410*に準拠した第三者検証を受け、検証報告書を取得しました。これにより、ステークホルダーに対して正確性・信頼性の高いデータを開示することが可能となりました。

*ISAE3410について

国際監査・保証基準審議会(International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB)が定めた GHG排出量の報告に対する保証業務基準。

■検証対象期間

・2023年度(2023年4月1日~2024年3月31日)

※基準年度である2021年度(2021年4月1日~2022年3月31日)についても、同様に第三者検証を受け、 検証報告書を取得しました。

■検証対象範囲

· Scope1、Scope2 (マーケット基準) 及び Scope3 (カテゴリ1,11) のGHG排出量

TOKAIグループは、今後も、正確性・信頼性の高い情報開示に努めるとともに、自らの事業活動やお客様のエネルギー利用において、GHG排出量の削減に貢献し、企業価値の向上を目指してまいります。

尚、今回の第三者保証取得に伴い、TCFD提言に基づく情報開示の「4. 指標と目標」につきましても情報を更新しております。 https://www.tokaiholdings.co.jp/sustainability/environment/tcfd.html

以上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社TOKAIホールディングス GX 推進室 山田・鈴木

TEL: 054-275-0007 受付時間: 月曜日~金曜日 9:00~17:30

発行日: 2025 年 3 月 28 日 第 1811005015-2 号



温室効果ガス排出量第三者検証報告書

株式会社TOKAIホールディングス 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、株式会社TOKAIホールディングスが作成した2023年度の温室効果ガス(GHG)排出量の算定報告書(以下、「算定報告書」という。)に記載された2023年度のGHG排出量が、同社により作成された「TOKAIグループ GHG排出量算定マニュアル Ver3.0」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2023年度とは、2023年4月1日から2024年3月31日までの期間をいう。

検証の目的は、算定報告書を客観的に評価し、同社のGHG排出量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、GHG排出量について「ISAE3410」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は、Scope1、Scope2(マーケット基準)のエネルギー起源CO2排出量、Scope3(カテゴリ1,11)のGHG排出量であり、対象組織範囲は、株式会社TOKAIホールディングス及び関連会社22社の156拠点とした。保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は検証対象の総排出量における5%とした。限定的保証業務は、内部統制の理解を含むリスク評価手続と、評価したリスクに対応して実施された手続の両方に関して、その範囲が合理的保証業務より実質的に狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

検証では、現地検証に先立って、算定ルール等の確認のために統括機能検証を実施した。その後、Scope1、Scope2の検証においては、株式会社TOKAIコミュニケーションズ 静岡データセンター、東海ガス株式会社 藤枝本部、株式会社ザ・トーカイ アクア焼津プラント及び株式会社ザ・トーカイ 静岡本社ビルの4拠点を現地検証の対象とし、各拠点における算定対象範囲の確認、GHG排出源及びモニタリングポイントの確認、算定・集計体制の確認、活動量について根拠資料との突き合わせを行った。なお、現地検証の対象とした拠点の決定は株式会社TOKAIホールディングスが行った。Scope3に関する検証では、算定対象範囲、算定シナリオとアロケーションの確認、算定・集計体制の確認、排出量データについては根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、算定報告書の2023年度のGHG排出量において、算定ルールに準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

GHGの算定は、様々なガスの排出量の結合に必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全なため、固有の不確実性の影響下にある。算定報告書の作成責任は株式会社TOKAIホールディングスにあり、GHG排出量の検証の結論に関する責任は当機構にある。株式会社TOKAIホールディングスと当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目 25 番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事浅田純

